奈良県告示第三百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三（に）欄の五の項の規定に基づき、大和都市計画区域（天理市、桜井市及び田原本町の区域に限る。）のうち用途地域の指定のない区域の一部における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さに係る数値を定め、平成二十年十二月十二日から施行する。

なお、区域の区分及び制限の数値に係る図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課、奈良県奈良土木事務所及び奈良県桜井土木事務所並びに天理市建設部都市計画課、桜井市都市建設部都市計画課及び田原本町産業建設部産業観光課において縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾